

## 新たな防災気象情報の運用開始及び区の避難情報発令基準の改定について

気象庁などが、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用を開始することを踏まえ、区における避難情報発令基準の一部を改定しました。

### 1 背景

気象庁などは、これまでの気象警報や注意報などの「防災気象情報」について、複雑でわかりにくいとの指摘を受け、見直しを進めていました。こうした中、気象庁は、有識者による「防災気象情報に関する検討会」の最終とりまとめ（令和6年6月）を踏まえ、新たな気象情報の運用を令和8年5月29日から開始すると発表しました。

区では、「防災気象情報」の体系や内容、内閣府（防災担当）による「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、区における避難情報発令基準を定めており、令和8年3月17日に内閣府が同ガイドラインを改定したことから、区は、同基準の一部を改定し、避難指示等の判断に活用していきます。

### 2 現行の防災気象情報の課題と見直しの概要

#### (1) 課題

防災気象情報は、区市町村長による避難情報の発令や区民等の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」として位置付けられているものの、洪水等に関する情報、土砂災害、高潮害に関する情報と警戒レベルとの関係が複雑でわかりにくい状況にありました。

例) 指定河川洪水予報における「氾濫警戒情報」 ⇒ 警戒レベル3相当  
土砂災害における「土砂災害警戒情報」 ⇒ 警戒レベル4相当

#### (2) 見直しの概要

ア 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルに合わせて発表

イ 対象災害ごとの情報として整理するとともに、「警戒レベル4相当」の情報として、「危険警報」を新設

ウ 情報名称にレベルの数字を付けて発表（例：レベル4大雨危険警報 等）

#### (3) 期待される効果

対象の防災気象情報について、レベル2が注意報、レベル3が警報（高齢者等避難）、レベル4が危険警報（避難指示）、レベル5が特別警報（緊急安全確保）と、それぞれ一致されることで、避難等の判断に活用しやすくなります。

### 3 新たな防災気象情報

|                                      | 河川氾濫<br>1級河川などの<br>大河川の氾濫 | 大雨<br>低地の浸水や<br>大河川以外の氾濫 | 土砂災害<br>急傾斜地のがけ崩れや<br>土石流 | 高潮<br>海水面上昇や<br>波の打上げによる浸水 | 区が発令する<br>避難情報 | (警戒レベルごとの)<br>住民が<br>とるべき行動        |
|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------|------------------------------------|
| 警戒レベル<br>5相当                         | レベル5<br>氾濫特別警報            | レベル5<br>大雨特別警報           | レベル5<br>土砂災害特別警報          | レベル5<br>高潮特別警報             | 緊急安全確保         | 命の危険 直ちに安全確保!                      |
| -----<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>----- |                           |                          |                           |                            |                |                                    |
| 警戒レベル<br>4相当                         | レベル4<br>氾濫危険警報            | レベル4<br>大雨危険警報           | レベル4<br>土砂災害危険警報          | レベル4<br>高潮危険警報             | 避難指示           | 危険な場所から全員避難                        |
| 警戒レベル<br>3相当                         | レベル3<br>氾濫警報              | レベル3<br>大雨警報             | レベル3<br>土砂災害警報            | レベル3<br>高潮警報               | 高齢者等避難         | 避難に時間を要する人は早めに<br>避難、避難の準備など       |
| 警戒レベル<br>2                           | レベル2<br>氾濫注意報             | レベル2<br>大雨注意報            | レベル2<br>土砂災害注意報           | レベル2<br>高潮注意報              | (情報発信のみ)       | 避難行動を確認(避難場所や<br>避難ルート、避難のタイミングなど) |
| 警戒レベル<br>1                           | 早期注意情報                    |                          |                           |                            | —              | 災害への心構えを高める                        |

(参考) 現行の防災気象情報

#### 主な防災気象情報 (警戒レベル相当情報)

| 警戒<br>レベル<br>相当<br>情報 | 防災気象情報                |                 |                 |                  |                             |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------------|
|                       | 洪水等に関する情報             |                 |                 | 土砂災害             | 高潮害                         |
|                       | 指定河川<br>洪水予報<br>(河川毎) | 洪水害<br>(市町村毎)   | 大雨浸水害<br>(市町村毎) |                  |                             |
| 5<br>相当               | 氾濫発生情報                | 大雨特別警報<br>(浸水害) |                 | 大雨特別警報<br>(土砂災害) | 高潮氾濫発生情報                    |
| 4<br>相当               | 氾濫危険情報                |                 |                 | 土砂災害警戒情報         | 高潮特別警報<br>高潮警報              |
| 3<br>相当               | 氾濫警戒情報                | 洪水警報            | 大雨警報<br>(浸水害)   | 大雨警報<br>(土砂災害)   | 警報に切り替える<br>可能性が高い<br>高潮注意報 |
| 2<br>相当               | 氾濫注意情報                | 洪水注意報           | 大雨注意報           |                  | 高潮注意報                       |
| 1<br>相当               |                       |                 |                 |                  |                             |

#### 4 区の避難情報発令基準の改定

区民や在勤者、区内に事業所を有する事業者、区内にある施設や道路の利用者等がとるべき避難行動のために定めた区における避難情報発令基準の一部を改定し、新たな防災気象情報で用いられる名称に統一します。

【区による避難情報発令基準（目安）】

| 防災気象情報    | 災害 | 土砂災害   | 水害（古川、荒川） | 高潮害 |
|-----------|----|--------|-----------|-----|
| レベル5 特別警報 |    | 警戒レベル5 | 緊急安全確保    |     |
| レベル4 危険警報 |    | 警戒レベル4 | 避難指示      |     |
| レベル3 警報   |    | 警戒レベル3 | 高齢者等避難    |     |

※ 「津波」について（これまでと変更なし）

以下のいずれかの場合に「避難指示」を発令

①津波警報又は大津波警報が発表された場合

②津波注意報が発表された場合（ただし、警報発表時よりも対象地域を限定）

③停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

#### 5 運用開始日

令和8年5月29日

#### 6 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月15日 広報みなど、区ホームページでの周知開始

5月29日 新たな防災気象情報体系の運用開始